

# 動産担保融資「さかえ」のご案内

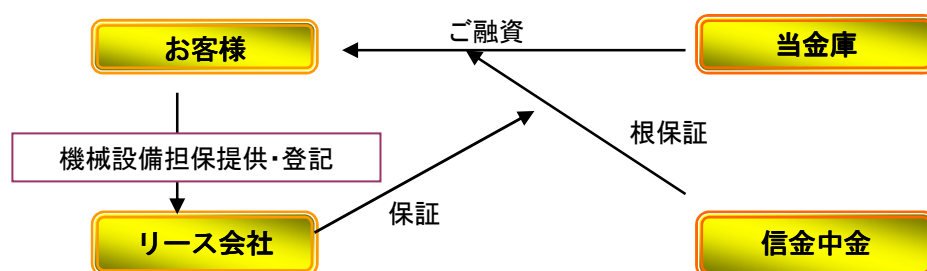
## 1. 本融資の特徴

お客様が保有している機械設備等を担保に信金中央金庫がお客様の信用補完を行う制度を利用した新しい融資制度です。

不動産と比べるとこれまであまり担保として活用がされてこなかった動産、なかでも機械設備に着目し、その価値を基準に信金中央金庫等の保証を得る制度です。

## 2. 仕組み

お客様の保有する機械設備等の価値を本制度に参加するリース会社が査定し、その査定額に基づき当金庫からの借入金等にリース会社と信金中央金庫が保証します。お客様は、リース会社に対し当該機械設備等を担保提供していただき、担保提供の事実を登記していただきます。



## 3. 本融資の内容

対象者	当金庫の会員である法人が対象となります。
保証金額	保証金額は、リース会社が査定した対象物件の価格を上限とし、1年毎に減額します。(減額スケジュールは取組時に確定します。)ただし、保証残高は50百万円を上限とします。
保証期間	原則5年の範囲内でリース会社の査定による取組可能期間を上限とします。
保証料率	一律ではなく、リース会社および信金中央金庫の審査により、案件毎に保証料率を算出させていただきます。
保証料支払	期間分の保証料を保証開始時に一括でお支払いいただきます。
担保となる機械設備等	機械設備等はお客様が自己で保有される機械設備等のみを対象とし、リース物件や割賦購入されて支払が残っている物件を除きます。 物件種類は以下のようなものが対象となりますが、以下に含まれる機械設備等でも対象とならない場合がございますので、個別には当金庫にお問い合わせ下さい。 ○対象機械設備種類 工作機械、鍛圧機械、射出成形機、半導体製造装置、印刷機械、製本機械、電子部品実装機、プリント基板穴あけ機、建設機械、重機全般、車輛・運搬機、乗用車、バス、トラック、フォークリフト、農機、計測機械、ミニラボ機 等
保証人	本制度利用に関し原則保証人は不要です。
費用	本制度利用に関し、担保登記費用、契約書作成費用等がかかります。 また、申込みの取消や期限前解約をする場合、所定の手数料がかかります。
その他	担保に提供していただく設備機械を評価するために、リース会社がおお客様の機械・設備を実際に見て査定する場合のご協力をお願いします。

## 4. その他

- 本制度利用の際は別途お渡しする契約書を十分ご理解の上、お取り組みくださいますようお願いいたします。
- 条件により、本制度の利用ができない場合がありますのでご了解下さい。